

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和4年12月
総務省

1 概要

- 地方税法において、国民生活センターが国民生活センター法に規定する一定の業務の用に供する固定資産について非課税措置を講じているが、今般、国民生活センター法が改正された。
- 今般の改正により、国民生活センター法の規定に号ズレが生じ、地方税法においても当該号ズレを反映。
- 地方税法と同様のハネ改正を措置するため、地方税法施行令を改正するもの。

2 施行期日

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日
(同法の公布の日から起算して20日を経過した日)